

2024年2月29日

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ  
特定非営利活動法人アユス仏教国際協力ネットワーク  
認定特定非営利活動法人 FoE Japan  
特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター  
武器取引反対ネットワーク  
御中

住友商事株式会社  
サステナビリティ推進部

2024年1月29日付で当社宛に出状いただいたミャンマーでのODA事業に関する質問状に関し、以下の通り回答させていただきます。なお、御質問に含まれる「ティラワ地区インフラ開発事業」につきましては、当社が受注した発電所建設プロジェクトは2017年に完工しており、2021年2月以降は当該円借款事業に関する事業活動は無く、回答の対象外とさせていただきます。

まず、質問1. にてお問い合わせいただいた人権デューデリジェンスにつきまして、当社は、2020年5月に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した「住友商事グループ人権方針」を制定し、同方針に基づき事業部門毎の人権デューデリジェンスを実施しております。具体的なプロセス及び結果につきましては、当社公式ウェブサイトに掲載している「ESGコミュニケーションブック<sup>1</sup>」において開示しておりますので御参照ください。当社の人権デューデリジェンスは、上記の国連指導原則のほか、「国連指導原則報告フレームワーク」、「OECD責任ある企業行動のためのデューデリジェンスガイダンス」等、国際的なガイドラインに沿ったプロセスで実施しており、御質問対象案件である「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業」及び「ヤンゴン環状鉄道整備事業」を所管するインフラ事業部門についても、2022年度にリスクの特定・評価を実施済みです。2021年の政変後においては、現地従業員の安全確保を最優先に、日本政府のサポートの下、ミャンマーの人々の重要なインフラである鉄道の整備事業に従事しております。

質問3. 4. でお問い合わせの点に関しては、当社として対象案件の実施に当たり、お尋ねのMyanmar Economic Holdings (MEHL)、Myanmar Economic Corporation (MEC)及び、その子会社からの調達を行った事実はなく、サプライチェーン上にも存在していない旨を確認しております。

また、質問5.の事業実施に当たっての安全確保に関しては、現地における最重要課題と捉

---

<sup>1</sup> <https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/communication/asset/pdf/esg-2023.pdf#page=85>

え、各種対策を講じておりますが、当社としてミャンマー国軍や治安部隊による警備を要請した事実はありません。また、ミャンマー国軍や治安部隊による警備が実施されたことの認識もしておりません。ミャンマーでは現在も地域紛争が頻発するなど、非常に厳しい情勢が続いており、当社としても、JICAや本邦パートナー企業とも連携し、現地従業員及びその家族、その他の関係者の安全確保に留意しつつ、事業を遂行しております。

当社は、引き続き、当社グループの人権方針に則り、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした国際的な人権規範に基づいた人権尊重を追求してまいります。なお、現地従業員及びその家族その他の関係者の安全確保並びに関係契約上の守秘義務の観点から、当社が把握している情報や人権に関する取組の全てを開示することが困難である点は、御理解いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、質問状で御記載いただいた通り、当社としてもミャンマーの人々が置かれた状況は非常に深刻であると認識しており、事態が早期に平和的に解決されることを切に願っております。